平成 26 年度

社会福祉法人加賀市社会福祉協議会

事業計画 (案)

平成 26 年度 加賀市社会福祉協議会事業計画 (案)

基本方針

本市の高齢化率が30%に到達しようとしています。3人に1人が65歳以上の高齢者となり、認知症高齢者数も2,500人を超えていると報告されています。反面、年少人口(0歳~14歳)は総人口の約11%台までに減少し、少子高齢化が加速している現状であります。このような背景の中、福祉課題も子ども、障がい者、高齢者、生活困窮と広範囲に渡り、個人だけの問題にとどまらず家族や地域関係などにもおよび複雑化しています。

今後は、現状の把握や福祉団体、福祉施設、介護サービス事業者などとの連携、専門的知識がますます求められ、同時に、地域における気付きや連絡、支援協力が一層重要な役割を担うことになります。具体化した地域福祉活動計画に添って、市民の地域福祉活動への理解と参加を増強し「みんな仲良くつながろう 愛あるきずな」のスローガンのもと、地域福祉を推進してまいります。

使命・経営理念

加賀市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指すことを使命とし、次の経営理念に基づき活動します。

- 1. 私たちの使命は地域福祉の推進、それは"誰もがみんな、生涯にわたり、自分の家や地域で、安心して自立した生活が送れるようにする" こと
- 1. 私たちの信条、それは "汗と涙の数だけ、福祉の花が咲く" を体現すること
- 1. 私たち職員、それは "ハートフルなプロ" であること

重点目標

1. 市社協の健全経営及び地区社協支援体制の強化

- (1)会議
 - ① 理事会(5月、9月、12月、3月)
 - ② 評議員会(5月、9月、12月、3月)
 - ③ 正副会長会議(随時)
 - ④ 監事会(5月)
 - ⑤ 地域福祉部会(5月、7月、9月、11月、1月、3月)
- (2) 自主財源の安定確保
 - ① 会員の拡充
 - ・ 法人、賛助会員の推進
 - ・ おでかけ号利用者の会員登録推進
 - ・ いきいきサービス利用、協力会員の登録推進
 - ② 財政基盤の整備
 - ・ 国、県、市及び民間福祉財団等からの補助金、委託料等の確保
 - ・ 寄附金、物品募集活動並びに報告
- (3) 17地区社会福祉協議会への事業支援
 - ① 地区社会福祉協議会長会議(地域福祉部会)の開催
 - ② 地区福祉活動の支援及び助成
 - ③ 地域福祉活動計画に基づく地区活動の増強
- (4)地域見守りネットワーク活動の実施
 - ① 市内17地区を区域とした地域見守りネットワーク事業を推進・支援
 - ② 福祉協力員の設置推進
 - ③ 地域福祉課、障がい福祉課、地域包括支援センター、防災防犯対策室、消防との連携並びに情報の共有化
- (5) ISO9001の運用
 - ① 内部監査の実施(9月、3月)
 - ② マネジメントレビューの開催(5月、11月)
 - ③ 維持審査の実施(8月)
- (6)企業等の社会貢献活動の促進
 - ① 各種希望事業 (イベントなど) への協力支援
 - ② 協力企業名等の掲示

2. 自主事業の実施

- (1)地域福祉活動計画の推進
 - ① 学習プログラムの実施

- ② 事業評価の実施・検討
- ③ 広報発行の検討
- ④ 福祉活動資金の検討
- (2) 地区社会福祉協議会への活動支援
 - ① 地区社会福祉協議会活動助成
 - ② ひとり暮らし高齢者ふれあい食事会開催助成
 - ③ 福祉協力員活動助成
 - ④ いきいきサロン支援
- (3) 広報活動
 - ① 普及啓発事業「あいあい」の発行(年間4回発行)
 - ② ホームページ・ブログ開設による情報発信(随時)
- (4) 車イス利用者移動支援事業「おでかけ号」の運行
 - ① 福祉有償運送事業認可取得での事業展開(運転手付き)
 - ・ おでかけ2号(ハイエースワゴン・日本財団寄贈)
 - おでかけ3号(キューブ・金沢信用金庫寄贈)
 - おでかけ7号(ハイエースワゴン・中外製薬寄贈)
 - ② レンタカー事業者としての事業展開(家族運転)
 - ・ おでかけ5号(ライフ・石川県信用金庫協会寄贈)
 - ・ おでかけ6号(キューブ・金沢信用金庫寄贈)
- (5)住民参加型在宅福祉サービス「いきいきサービス事業」の実施
 - ① 互助的要素を持った家事援助等の有償サービス
 - ② 利用会員、協力会員の募集
- (6)児童センター合同行事の実施
- (7)マイクロバスの運行
- (8) 生活困窮者自立支援制度の検討
- 3. 山中老人福祉センターの管理運営
- (1)施設活用の検討
- (2)ゆざやの利用促進
- 4. かが成年後見センター「ほっこり」の運営

認知症高齢者並びに知的障がい者、精神障がい者の中で、判断能力が不十分で日常生活に支障をきたしている人たちを、地域として護り支えていくことを理念に掲げ、相談・支援を総合的に取組みます。

- (1)会議の開催
 - ① 運営委員会(年2回)
 - ② 受任委員会(随時)

- (2)相談支援窓口の設置
 - ①専任職員(専門員、支援員)の配置
 - ②成年後見制度の活用
 - ③市関係課(地域福祉課、障がい福祉課、長寿課、地域包括支援センター)との 協働
- (3)法人による後見人等の受任
- (4)人材の育成・活用
 - ①成年後見制度等の研修会の開催
 - ②支援員への登録、活動
- (5) 啓発・宣伝
- (6) ネットワークづくり
 - ①弁護士、司法書士など関係機関との連携
 - ②ケース検討会等の開催
- (7)地域福祉活動との連携
 - ①福祉サービス利用支援事業の利用
 - ②地域見守りネットワークなどボランティア活動との連携

5. ボランティアセンターの運営

- (1)ボランティア保険の加入促進
 - ① ボランティア活動保険
 - ② ボランティア行事用保険
- (2)みんなでやさしいまちづくり教室の実施
 - ① 耳の聞こえない人への理解(手話教室、障がい福祉課と共同)
 - ② 目の見えない人への理解(誘導教室)
 - ③ 目の見えない人への理解(点字教室)
 - ④ 車いすを利用している人への理解(車イス教室)
 - ⑤ こころの健康について (こころの病院・朋友会と共同)
- (3)ボランティア情報の発信
 - ① ボランティアだよりの発行
 - ② 商業施設での情報掲示
- (4)ボランティア協力校育成事業
- (5)ボランティア講座の開催
- (6)ボランティアグループ活動支援
- (7) ジュニアボランティア体験事業
- (8)ボランティア紹介
 - ・ボランティア活動希望者やボランティアの支援希望者からの相談援助並びに 調整紹介

6. 各福祉施設、福祉団体との連携強化

- (1)各福祉施設との連携強化
 - ① 見守り地区座談会への参加協力
 - ② 障がい者団体の施設見学
- (2)福祉団体との連携強化及び効率的事業展開
 - ① 福祉団体と連携し各事業を開催
 - ② 民生委員児童委員、障がい者団体等と連携し、地域見守りネットワーク事業につながるよう調整並びに協力依頼
 - ③ 加賀市介護サービス事業者協議会の支援
 - ④ 保護司会との連携
- (3)福祉施設職員等研修会の開催

7. 物品貸出事業

- (1)介護器材
 - ・車イス(自走式、介助式、スレンダー式(軽量幅狭))、折りたたみ式スロープ
- (2)ボランティア機器
 - ・白杖、ユニバーサル絵本、点字器、アイマスク、高齢者擬似体験セットなど
- (3)イベント器材
 - ・ベンチ、アンプ、綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、パイプテント
- (4)レクリエーション機器
 - ・<u>卓球バレー、フリーブロー、ディスゲッター、点鳥ルーレット</u>、バッゴー、 オーバルボール、フライングディスク、わなげ、スカットボール、玉入れな ど

8. 各種研修会の企画実施

- (1)民生委員・児童委員研修
- (2)主任児童委員研修
- (3)福祉協力員研修
- (4)地域見守りネットワーク研修並びに地区座談会
- (5)福祉施設職員研修
- (6)介護サービス事業者職員研修
- (7)普通救命講習会
- (8)福祉有償運送運転研修
- (9) ニュースポーツ・レクリエーション講習会

9. 障がい福祉課との派遣協力

手話诵訳者の派遣

10. 指定管理者制度に基づく施設管理

- (1)老人福祉センター管理運営事業(大聖寺、山代、片山津)
- (2)児童センター管理運営事業(大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、山中)
- (3)ゆざや管理運営事業(山中老人福祉センター併設)

11. 受託事業の実施

- (1)高齢者生活支援事業
 - ①おたっしゃサークル(介護予防型、サロン型、高齢者生きがい活動通所事業)
 - ・町内単位ごとにお茶を飲み話ができる場所の設置を呼びかけ支援する。
 - ②地域見守りネットワーク事業
 - ③いきいき大集合
 - ④生活支援サポーター養成
 - ⑤ 成年後見センター事業
- (2) ふれあい福祉活動事業
 - ①市民福祉大会
 - ②高齢者、障がい者作品余技展(かがりび作品展)
 - ③障がい者の日啓発活動(よろしくトーク)
 - ④ボランティア活動普及宣伝事業
 - ⑤戦没者慰霊式
- (3) 障がい者社会参加事業
 - ①点字、声の広報等発行事業
 - ②障がい者スポーツ (レクリエーション) 大会
 - ③福祉機器リサイクル事業
- (4)加賀市市民会館管理運営事業
- (5)生活福祉資金貸付事業(県社協)
 - ①福祉資金、総合支援資金などの相談、貸付、償還業務
 - ②研修会等の実施
 - ③民生委員・児童委員への協力依頼
 - ④貸付相談担当職員の継続配置
- (6)福祉サービス利用支援事業(県社協)
 - ①相談支援窓口の開設
 - ②専任職員の配置
 - ③生活支援員の養成並びに研修の開催
 - ④成年後見センターとの連携

12. 福祉基金の管理・運用

- (1)社会福祉事業基金
- (2)表事業基金
- (3)ボランティア活動基金
- (4) 久藤基金

13. 共同募金運動の協力

- (1) 赤い羽根共同募金運動
 - 10月1日~12月31日の期間、戸別募金、職域募金、街頭募金等
- (2)歳末たすけあい運動
 - 12月1日~12月31日
- (3) 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の啓発宣伝と実績報告
- (4) 共同募金委員会との連携